**居宅介護支援における特定事業所加算届に係るチェック表**

**【特定事業所加算（Ａ）用】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 事業所番号 |  |

〈注意〉

当チェック表は特定事業所加算届の添付資料として作成するものです。特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録については国の定めた様式で毎月作成し保存をしてください。

１　主任介護支援専門員の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 常勤かつ専従※の主任介護支援専門員を配置していますか。※兼務に支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務を兼務可能 | は　い　・　いいえ |
| 主任介護支援専門員研修 | １　修了　　　　　２　未修了　　修了年月日　：　令和　　　　年　　　　月　　　　日　　研修機関名　： |
| ※主任介護支援専門員研修修了証の写しを添付してください。 | 添付有　・　添付無 |

２　介護支援専門員の配置状況

　※１で記載した主任介護支援専門員等の人数を含めずに記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護支援専門員の常勤換算数 | 　　　（Ｂ） | 内訳 | 常勤 | 専従　　　　　人（Ａ） | 非常勤 | 専従　　　　人 |
| 兼務　　　　　人 | 兼務　　　　人 |
| ※勤務形態一覧表を添付してください。 | 添付有　　・　　添付無 |
| ※上記Ａ欄は１名以上となっていますか。 |  はい　　　・　　　いいえ |
| ※上記Ｂ欄は２以上となっていますか。 |  はい　　　・　　　いいえ |

※勤務形態一覧表は加算算定開始月のものを添付してください。

３　会議の開催状況

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週１回以上開催していますか。 | 　　はい　・　いいえ　 |
| 会議の予定表を添付していますか。 | はい　・　いいえ |
| ※会議の議題は次のような議事を含むものであること（ａ）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針（ｂ）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策（ｃ）地域における事業者や活用できる社会資源の状況（ｄ）保健医療及び福祉に関する諸制度（ｅ）ケアマネジメントに関する技術（ｆ）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針（ｇ）その他必要な事項 |

４　24時間連絡体制（連携可）

|  |
| --- |
| 24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 |
| 　　はい　　・　　いいえ〈具体的な方法を記入してください〉 |
| 連絡先電話番号 |  |
|  |  |
|  |  |
| ※輪番制をとっているような場合は、勤務形態一覧表にその日ごとの24時間連絡体制担当者の勤務時間数を○で囲んでください。 | 勤務形態一覧表への記載　　　有　　・　　無 |

５　研修の実施状況（連携可）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画に基づき研修を実施していますか。 | はい　・　いいえ |
| ※「有」の場合、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付してください。 | 添付有　・　添付無 |
| 研修計画の作成月 | 令和　　年　　月 | 計画の作成は前年度中ですか。（年度途中の加算届出の場合、当該届出を行うまでに計画を策定していますか。） | はい・いいえ |

６　地域包括支援センターとの連携について

|  |  |
| --- | --- |
| ①地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合においても、当該利用者に居宅介護支援を提供していますか。 | はい　・　いいえ |
| ②地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合に、当該利用者を引き受けられる体制を整えていますか。 |
| はい　・　いいえ　　〈具体的な体制を記入してください〉 |

７　事例検討会への参加について

|  |  |
| --- | --- |
| 地域包括支援センター等が開催する事例検討会等に参加していますか。 | はい　　・　いいえ　参加年月日：参加者名： |
| ※事例検討会主催団体名を記載してください。 |  |

８　運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無

|  |  |
| --- | --- |
| (１)　運営基準減算の適用を受けていないですか。 | はい　・　いいえ |
| (２) 特定事業所集中減算の適用を受けていないですか。 | はい　・　いいえ |
| ※　占有率　＝ | 当該サービスのうち、最も紹介率が高い法人が位置付けられた計画数当該サービスを位置付けた計画数 |

９　介護支援専門員１人当たりの利用者の状況

　〈届出日が属する月の前月の状況を記載〉

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者数（Ａ） | 人 | 介護支援専門員数（Ｂ)（常勤換算） | 人 | １人当たり利用者数（Ｃ）＝（Ａ）÷（Ｂ） | 人 |
| ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合　（Ｃ）は40未満ですか。②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合　（Ｃ）は45未満ですか。 | はい　・　いいえ |

10　神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入れ事業所説明会の出席有無（連携可）

|  |  |
| --- | --- |
| 今年度行われた説明会に参加しましたか。 | はい　・　いいえ |
| ※「いいえ」の場合、今年度内に行われる説明会に必ず出席しますか。 | はい　・　いいえ |
| 来年度以降も各年度１回は説明会に出席し、実習受け入れに協力しますか。 | はい　・　いいえ |

11　他法人が運営する事業所との共同（連携可）

|  |  |
| --- | --- |
| 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していますか。 | はい　・　いいえ |
| ※「有」の場合、事例検討会、研修会等の実施計画を示した書面を添付してください。 | 添付有　・　添付無 |
| 計画の作成月 | 令和　　年　　月 | 計画の作成は前年度中ですか。（年度途中の加算届出の場合、当該届出を行うまでに計画を策定していますか。） | はい・いいえ |

12　介護サービスの情報の公表

|  |  |
| --- | --- |
| 介護サービスの情報の公表を行う予定はありますか。 | 有　　・　　無　調査（予定）日： |

13

|  |  |
| --- | --- |
| 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | はい　・　いいえ |

14　解釈通知の内容に沿った加算サービスの提供について

|  |  |
| --- | --- |
| 下記に記載の解釈通知の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行っていますか。 | はい　・　いいえ |

【解釈通知の内容】老企第36号第３の11

(１)　趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

(２)　基本的取扱方針

特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ａ)の対象となる事業所については、

・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、(１)に掲げる趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(３)　厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

大臣基準告示第84号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによること。

①　(１)関係

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

②　(２)関係

常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員２名を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員２名及び介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

③　(３)関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は

次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

(１)　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

(２)　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策

(３)　地域における事業者や活用できる社会資源の状況

(４)　保健医療及び福祉に関する諸制度

(５)　ケアマネジメントに関する技術

(６)　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

(７)　その他必要な事項

イ　議事については、記録を作成し、２年間保存しなければならないこと。

ウ　「定期的」とは、おおむね週１回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

④　(４)関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

⑤　(５)関係

要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が40％以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものであること。また、(７)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(５)の40％要件の枠外として取り扱うことが可能であること(すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能)。

⑥　(６)関係

「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

⑦　(７)関係

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

⑧　(９)関係

特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があること。

⑨　(10)関係

取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり40名未満であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならないこと。（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45 名未満）であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければならないこと。

⑩　(11)関係

協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。

⑪　(12)関係

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。

⑫ (13)関係

多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24 条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

⑬　特定事業所加算(Ⅱ)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑭　特定事業所加算(Ⅲ)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。また、常勤かつ専従の介護支援専門員２名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

⑮ 特定事業所加算(Ａ)について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員１名並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員１名の合計２名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で１の合計３名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で１の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

⑯　その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行うこと。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行うこと。

（４）　　手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、２年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。